

平成 20 年度 構造改革特別区域推進本部 評価・調査委員会（第 8 回）

日時 平成 21 年 1 月 29 日（木）10:00～11:05

場所 内閣官房地域活性化統合事務局 7 階特別会議室

出席者

（政 府）宮澤内閣府副大臣、岡本内閣府大臣政務官

（委 員）樫谷委員長、樋口医療・福祉・労働部会長、金子教育部会長、
島本委員、米田委員

（規制所管省庁）

法務省 入国管理局 入国管理企画官室 坂本入国管理企画官

財務省 主税局 税制第二課 菅家主税企画官

文部科学省 大臣官房総務課 行政改革推進室 高橋室長

厚生労働省 政策統括官付社会保障担当参事官室 大竹室長補佐

農林水産省 林野庁 業務課 国有林野管理室 篠原室長

経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課 平林課長補佐

国土交通省 道路局 道路交通管理課 井上課長

国土交通省自動車交通局 技術安全部技術企画課 国際業務室 島室長

（事務局）上西事務局長代理、福山次長、石田参事官、市川参事官、畠参事官、
松本参事官、

1. 開会

（樫谷委員長）それでは定刻となりましたので、第 8 回評価・調査委員会を始めます。本日は宮沢内閣府副大臣と岡本内閣府大臣政務官にお越しいただいておりますので、まず開会にあたりまして、宮沢副大臣からご挨拶をいただきたいと思っております。宮澤副大臣、よろしくお願ひします。

（宮澤副大臣）おはようございます。担当の副大臣の宮澤でございます。本日は大変お忙しいところ、ご参集いただきましてありがとうございます。樫谷委員長をはじめ、評価・調査委員会の委員の皆さまにおかれましては、昨年来、本委員会及び部会におきまして、平成 20 年度の評価及び調査審議に関する、都合 14 件の検討を精力的に行っていただいたと伺っております。大変ありがとうございました。

本日もまた、こうして、各部会でおまとめいただいたご意見を基に、本部長に対する委員会としての意見を取りまとめると伺っております。特区という大変大事な作業です。一方で、こういう経済状況の中で構造改革、すべてよかったのかどうかという議論がいろいろあるわけですが、間違いなくこの特区につきましては大変素晴らしい制度だと私自身思っております。私の地元もいろいろお願いしてやっていって、うまくいったもの、うまくいかなかったもの、ありますけれども、やはり行政であり、また、恐らく大きな組織というのは、つつい現状是認型に陥りやすいわけですので、こういう特区の制度、まだまだ活用して、いろんなアイデアをさらに出し

ていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。ありがとうございました。

(樫谷委員長) 宮澤副大臣、ありがとうございました。私どもといたしましても、特区における規制改革の成果を着実に広めるとともに、地域の活性化に寄与することができるよう、精力的に審議を進めてまいりたいと思っております。続きまして、岡本政務官からもご挨拶いただきたいと思えます。岡本政務官、よろしくお願いいいたします。

(岡本政務官) 内閣府大臣政務官の岡本芳郎でございます。私のほうからは、本日おいでいただきました関係省庁の皆さまにひと言申し上げたいと思えます。

本日、委員の皆さまからのご意見を踏まえて、評価・調査委員会としての最終的なご意見が取りまとめられて、樫谷委員長より本部長にご提出いただくことになるかと存じます。本日諮られる案件につきましては、これまで関係の部会での議論で、「特区での実施状況を踏まえ、全国展開すべきとされるもの」、「引き続き特区において着実に事業を実施の上、来年度改めて判断すべきもの」、「提案時には対応不可とされたものの、評価・調査委員会において特区での対応を検討すべきとされたもの」といった3点の整理がされていると聞いております。政府といたしましては、いただいた委員会意見を踏まえ、対応方針を決定することとしており、各省庁が責任をもって各案件について誠実に対応すべきものと考えておりますので、よろしくお願いいしたいと思います。

関係省庁のご担当の皆さまにおかれましては、規制改革や地域の活性化をさらに一歩でも前進させることができるよう、本日の評価・調査委員会でのご議論を踏まえ、一層のお取り組みをお願い申し上げます。よろしくお願いいいたします。

(樫谷委員長) 岡本政務官、大変ありがとうございました。ただいまのご挨拶にもありまして、本日は関係省庁の責任者の方にもおいでいただいております。これから審議をいたします平成20年度 評価・調査委員会意見を踏まえて、誠意をもって対応していただきたいと思えますので、私からも併せてお願いいしたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

なお、宮澤副大臣、岡本政務官におかれましては、この後のご予定のため、ここで退席されます。本日はどうもありがとうございました。

(宮澤副大臣) どうもありがとうございました。よろしくお願いいいたします。

(樫谷委員長) それでは議事次第に従って進めさせていただきます。本日は、まず平成20年度評価案件に係る各専門部会における検討状況につきまして、各部長から報告をいただきます。医療・福祉・労働部会、教育部会、地域活性化部会の順にご報告及びそれに対する質疑応答をお願いしたいと思います。思っております。

それでは、まず、医療・福祉・労働部会における検討結果について、質疑も含めて全部で10～15分程度を予定しておりますので、できるだけ要領よくお願いいしたいと思います。樋口部会長、よろしくお願いいいたします。

2. 部会報告

(1) 医療・福祉・労働部会

(樋口部会長) それでは、医療・福祉・労働部会につきまして、議論の結果についてご報告申し

上げます。お手元に配布されております資料1に基づきまして、我々、医療・福祉・労働部会では、合計7回にわたり4つの案件について審議をし、全国展開に関する評価のための審議を行ってまいりました。個々の項目の内容については、詳しくはお手元に配付されております1ページ以降に記載されておりますので、ここでは要点をかいつまんでお話しさせていただきたいと思っております。

まず1ページ、「特例措置 910 病院等開設会社による病院等開設事業」の評価意見案についてご説明申し上げます。本特例措置は、株式会社が自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院等を開設することを認めるものです。規制所管省庁によれば、「本特例措置については、現在実施している特区が全国で1件しかないこと等により、全国展開により発生する弊害の有無について判断することは困難である」ということでした。また「本特例措置について活用事例が広がらないのは、周知が十分ではないと考えている」とのことでした。そこで当部会においては、本特例措置について平成21年度に再度評価を行うこととし、その際には本特例措置についての調査のみならず、従来から存在してきた株式会社が経営する医療機関についての調査を行うとともに、提供できる医療行為が限定的である等の関係者の指摘を踏まえた検討を行うこととしたいと思っております。また、本特例措置についての一層の周知や情報提供を求めていく所存です。

次に2ページ、「特例措置 920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価意見案です。本特例措置は、公立保育所において給食の外部搬入を可能にするものです。規制所管省庁によれば、「外部搬入の保育所では、体調不良児への対応等においてきめ細かな対応が行われているという現場の認識が自園調理の保育所に比べて少ない等から、全国展開については引き続き検討が必要」とのことでした。このことから、平成21年度においては、規制所管省庁で外部搬入方式の改善方法や留意点等の検討を行った上で評価を行い、弊害の除去のために必要な要件を含め結論を得ることにしたいと考えております。

次に3ページ、「特例措置 933 特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業」の評価意見案です。本特例措置は、2階建ての特別養護老人ホーム等の建物について準耐火建築物とすることを可能とするものです。規制所管省庁によれば、「避難困難な状況を想定して避難訓練を実施し、安全性を検証する必要がある、全国展開は時期尚早」とのことでした。しかしながら、このような状況を想定した避難訓練を通じ、安全性が確認されれば、全国展開は可能であることなどから、平成21年度に評価を行い、特段の問題がなければ全国展開するとの結論に至ったところでした。

次に4ページ、「特例措置 934 小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受入事業」の評価意見案です。本特例措置は、障害児または障害者が、一定の場合に、指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とするものです。規制所管省庁によれば、「本特例措置については肯定的な回答もあるが、一方で利用者や関係者からの懸念も示されており、また、サービスの利用実績も必ずしも多くないことから、さらに検討していくことが適当」とのことでした。しかし、連絡協議会や研修会を通じ、情報共有や研鑽に努めることで、適切なサービス提供が図られているとする自治体もあり、また、障害児及び障害者・高齢者ともに表情が明るくなっ

た等のメリットも指摘されているところです。このことから、適切なサービス提供が図られている事例の周知と情報共有を図った上で、弊害を除去することができるかについて検証を行い、平成 21 年度の評価において、全国展開についてこれも結論を得ることとしたところです。

当部会において本年度に評価を実施した特例措置については、残念ながら、ただちに全国展開の結論を得たものではありませんでしたが、審議を通じ、論点や規制所管省庁で取り組むべき課題が明確となり、いくつかの案件については、全国展開に向けた道筋を示すことができたと考えております。

医療・福祉・労働部会からの本日の報告事項は以上ですが、このほか上半期にとりまとめた調査審議案件のうち、「保健所設置要件の緩和」及び「保健所長の医師資格要件原則の廃止」については当部会単独で、「幼稚園教員免許及び保育士資格の相互取得の簡易化又は一元化」については教育部会と合同で、それぞれ規制所管省庁から検討の進捗状況を聴取したところです。いずれについても評価・調査委員会の意見を踏まえ、実現に向けた具体的な検討を進めているとのことでした。

以上で、医療・福祉・労働部会における議論の結果について、報告を終わります。

(樫谷委員長) ありがとうございます。事務局から何か補足するべき点、ありますでしょうか。

(松本参事官) 樋口部会長、どうもありがとうございます。概要については部会長からご説明があったとおりですが、医療・福祉・労働部会、大変精力的なご審議を委員の皆さま方、専門委員の皆さま方にいただきまして、あらためて事務局としてもお礼を申し上げたいと思っております。また、評価の論点についてですが、部会長からご説明がありましたとおり、全国展開という結論のものはありませんでしたけれども、いずれも精力的な審議を通じまして、全国展開に向けた論点がかなり整理されて進展を得たと思っております。事務局からの補足は以上です。よろしくお願いたします。

(樫谷委員長) ありがとうございます。それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんでしょうか。

(金子部会長) 910 についてお伺いします。株式会社立は教育部会のほうでも懸念案件がありまして、私自身としても、なんでも株式会社にすればいいとは全然思っておりませんが、昨今のさまざまな、医師不足とか医療が行き渡ってないというようなことを考えると、この特区案件もまた少しは重要になってきたのかなと思います。なかなか難しい点があるのはよくわかっておりますけれども、周知や情報提供というのは具体的にどのようなようにして積極的に広めていこうということでおやりなるのか、やるとしたらどのような形で誰がやるのかについてのご議論がもしあれば、教えていただきたいと思っております。

(樋口部会長) それでは私のほうからご説明いたします。1つ議論になりましたのは、それぞれの自治体において、担当部局と特区の担当者間の意思疎通がちゃんと図られているかどうかというようなところが論点になったかと思っております。まずいろいろ調査したところ、そういった要望も出てないというような答えが往々にしてあったのですが、それが果たして、担当部局からそういった意思というか、病院のほうに伝達が十分なされているかどうかということも含めて検討

したいということでありまして、これは我々の担当と、厚生労働省の直接所管している部局との間での意思疎通も含めて図っていきたいと考えているところです。

(金子部会長) ありがとうございます。これはこの案件ではないのですけれども、私は今、厚生労働省と総務省との遠隔医療の懇談会というのをやっております、遠隔医療もこれまでなかなか広まらなかったんですけれども、いくつかのポイントがクリアになってきて、そのために最近、比較的いろいろな関心が高まっているような感じも受けますので、さっき言ったように、なんでもかんでも株式会社をやるということではないにしろ、多様な選択肢をつくることは大事だと思いますので、引き続き検討いただければと思います。

(樫谷委員長) ありがとうございます。ほかに何かご意見ありますでしょうか。

(島本委員) これも 910 についてです。医療の多様化ということだけじゃなくて、技術革新を促進するという上でも重要な案件だと思うのですが、なかなか周知されてないということで、そこをもう少し広めることと同時に、やっぱりちょっと 1 件というのは寂しいなという印象がありまして。このコメントを拝見しますと、行える医療行為が限定的だという関係者の声もあるし、あるいは規制所管省庁によると、「経営そのものが特に弊害が出ているということではない」ということもあるので、もう少し幅を広げるとか、あるいはその解釈の仕方によってはもう少し間口を広げるというような議論はあるのでしょうか。

(樋口部会長) これも先ほど申し上げたところと通じて一緒に議論したところです。1 つは、この評価意見にも記載されているように「単一の医療技術で、しかも高度だという限定がついている」ということがネックになっている可能性も、特にこの 1 カ所を開いているところからご指摘がありまして、これについて今後検討していくことも必要だろうということになっております。

もう 1 つは、昭和 23 年に医療法が施行され、それからの株式会社の開設は禁止というか制約されるということになっているわけですが、それ以前から既に開業している株式会社による医療機関もあるわけです。こちらは認められて、なぜ、今度新たに開設しようと思ったときにそれが制約されてくるのかということについて、これも含めて検討していこうということになった次第で、それもここに記載されているとおりになるかと思えます。

(樫谷委員長) ありがとうございます。

(米田委員) 私のほうからは 920、933、934 についてご質問をさせていただきます。まず 920 ですが、これは確か給食の外部搬入は大変件数も多くて、このたび全国展開が相当期待されていた案件ではないかと思えます。その中で弊害が発生する懸念が示されております。この弊害の具体的な内容が、ここを読む限り「病気の子どもに対する給食」ということになるのですが、このほかに何かあるのでしょうか。病気の子どもの対応がメインだったのでしょうか。

(樋口部会長) この点につきましては、私どもも実地調査という形で委員数名と行ってまいりまして、実際にやっているところについて意見を聞きました。主に出てきたのは、やはり病気の時の対応をどうするかというようなところでした。そのほか、じゃあ、従来から自園でやっているところについて、逆にそういった問題がクリアされているのかどうかについて調査したわけですが、どうも自園と外部搬入の間では認識に違いがあるということもわかってきました。そののと

ころについてやはり改善を求めた上で、違いがあるから駄目だということではなくて、どうすればクリアできるのかということで、これについては来年度結論を得たいということでありまして、どこをどう改善していけば全国展開できるのかという形での検討というような、ここはかなり一歩進んだのかなと私どもは考えています。

ご質問の「ほかにあるのか」というところは、もし事務局のほうからあれば。

(松本参事官) 今、部会長からご説明があった件について、若干補足させていただきたいと思えます。ほかの懸念されている弊害ということで規制所管省庁からご指摘がありましたのは、例えば3歳未満の子ども、比較的小さい子どもに対しても、細かく刻んで出すようなところが必ずしも十分ではない場合があるのではないかとか、あるいはアレルギーの子どもへの対応をどういう体制でやっていくのか。アレルギーの場合は比較的初めからわかっておりますので、その対応は体調不良児に比べればやりやすいところがありますけれども、そういった点についてご指摘あるいは懸念が示されたところです。

(米田委員) 質の高い保育を実現するというのが重要なことはよくわかるのですが、一方で、今、保育所が足りないという大きな問題がありまして、なるべく地域の実情に合わせていろんな保育所が建てられるようにという要望が強いものですから、今のようなことを踏まえながら、早く全国展開に向けてご審議いただければと思います。

次に933です。これについては、弊害の有無について現時点では判断できないということで、21年度にもう一度、さらに安全面を確保する必要なものを講じた上で、特段の問題がなければ全国展開するということですが、全国展開の時期の目途はどのぐらいでしょうか。

(松本参事官) この点は事務局から回答させていただきます。規制所管省庁の説明によりますと、現在この特区を実施しているのが1カ所1事業所ですけれども、まだ開設して日があまりたっていないようですが、一度、昨年9月に日中の火災を想定した訓練をやりました。ただ、老人ホームという特殊性から、避難が難しくなるような夜間時に、認知症とか寝たきりの方とか、そういう避難が難しい方はどのようにして避難できるのか、具体的には、避難のための施設をうまく活用してきちんとできるのかというところを訓練して、それで問題ないということを確認したいということです。この訓練ができ次第、全国展開についての弊害の検証の材料がそろうかと思っておりますので、来年度にはそういった材料を基に判断ができるのではないかと事務局では考えています。

(米田委員) 今の説明は理解できるのですが、なるべく早めに実施するような方向でご検討いただけたらと思います。934番ですが、これにつきましては、やはり過疎の地域においてそれぞれ、ご老人の方とか障害を持っていらっしゃる方の施設が別々に運営できないような場合もありますので、できるだけ早い全国展開がいいのではないかと私は思っております。そこで、ここでも同じような質問で恐縮ですが、ここで言われる懸念というのが「サービスの専門性の確保」、つまり、お年を召した方へのサービスと障害を持った方へのサービスがいろいろ多機能で、障害を持った方もいろんな障害があるということだと思っておりますけれども、具体的にはどの辺が懸念なのでしょう。

(樋口部会長) 1つ指摘されたのは、障害の中でも、時々大きな声を出すとか、そういうような人がいた場合、逆に一緒にいる高齢者のほうが不安を感じるという問題等々がありまして、ご指摘のとおり一概に障害者だからということではなく、どういうものであればいいのかというようなことについて、やはり検討していこうと。しかも好事例が既にあるわけですので、それを参考にしながら弊害を除去し、なおかついいところを伸ばしていこうということで、これについても来年度、全国展開に向けて検討することになったということです。

(米田委員) ありがとうございます。

(樫谷委員長) ほかにご意見ありますでしょうか。それでは、特に修正事項はないと考えてよろしいですか。それでは、ただいまの部会長報告につきまして、委員会として了承することとしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。ご異議がないようですので、委員会として了承したいと思います。

それでは、次に教育部会における検討結果につきまして、金子部会長からご報告をお願いします。

(2) 教育部会

(金子部会長) 報告のほうは手短かに要点だけでいきたいと思います。教育部会は計4回の部会を開催いたしました。現地調査に関しては相模原市のLCA国際小学校、これは816と802の活用例です。それからシュタイナー学園、これも相模原市で、820と802の活用をしていました。

LCA国際小学校は株式会社立の小学校です。私はもともと、義務教育で株式会社立の小学校はかなり無理があるのではないかと考えていましたが、この学校は相模原市の公立の先生が長年先生をして、自分の考えを実現したいということで、私募債を募ってフリースクールをやっていたのですけれども、地元の協力の下で小さな学校をつくったという例です。行きましたら大変いい取り組みをやっておられました。全部英語でやっているのも私は少し疑問があったのですけれども、実際行ってみたら大変いい例だなということで、株式会社立というのはこういう例もあるのかと。本当に自分が思いついて、長年の夢を、知り合いと支持者でもって実現できるというのは、日本の学校制度の中でチャーター・スクールに近いと思いますけれども、非常に素晴らしい例だなと思いました。シュタイナー学園に関してはシュタイナー教育で、日本でもいろいろシュタイナー教育はありますけれども、ここは非常にしっかりやっており、これも自治体の協力の下に非常にいい学校をつくったということです。ただLCAに関しては、中学校をなかなかつukれないということ、それからシュタイナーも高校までありますので大学進学ということで、この辺は今後の課題だと思いますけれども、この2つは、私は構造改革特区の教育にとって非常にいい例ではないかと思いました。

そのほか、先ほど樋口部会長から紹介のありました「幼稚園教員免許及び保育士資格の相互取得の簡易化又は一元化」の調査審議がありました。先ほど報告があったとおりですけれども、先ほど米田委員からご指摘があったとおり、今、保育に関するニーズが非常に高いということから、これは厚生労働省・文部科学省のご協力もありまして、かなり進展が得られたのではないかと喜

んでおります。

あと 802 の特区に関して、今年度から全国展開というか文部科学省に直接申請ということで、ここに関してはもう我々の案件ではないのですけれども、規制緩和が規制強化にならないようにということで一応チェックをしまして、この間、報告をいただきました。今年度もかなりたくさん申請がありまして、今、審査が行われているということですので、これについても、これからも引き続きチェックをしていきたいと思っております。これも 802 の趣旨に則って文部科学省のほうも対応していただいていると聞いておりますので、これもいい展開かなと思います。

今年度は 816、824、830、832 の 4 つの特例措置で、1 件に関しては全国化、ほかに関してはかなりいろいろ懸念がある案件ですので、ちょっと玉虫色ですけれども、1 件ずつポイントだけお話ししたいと思います。

まず 816 は、先ほどの株式会社立です。これは、大学・高校に関してはかなり赤字のところが多く、大学は実際に閉鎖したところがあります。それから自治体が必ずしも評価・管理をしていないということもあります。私は、公立学校、特に高校などはいいい通信教育の学校もありますし、大学はむしろ株式会社でも全然問題ないのではないかと思っていたのですけれども、なかなか実際は経営面で難しいと。これはもう 5 回目になるのですけれども、この段階では判断できないという結論になりました。これは後ろ向きの結論というよりは、もう少し様子を見るということです。評価意見の一番下のパラグラフは、お読みいただければと思いますけれども、専門部会では以下のような議論があったということで、基本的には学校法人化をしたいということもあります。学校法人化に関する何かしらの規制緩和とか、せつかく特区でいくつか非常にいい学校もできております。全部がいいわけではないのですけれども、そういうところを今後の文部行政にちゃんと生かしていくには、評価を超えて何かしらの継続性というものが必要かなと。これは毎回言っていることですが、今回もそのように部会として感じましたので、このように意見をつけさせていただきました。

次は 824 です。これは高等学校で、外国留学時の認定の単位の拡大ということです。30 単位が今まで認められておりましたが、特区に関して 36 単位に拡大するもので、これに関しては全国展開ということで成果を得ることができました。これは特筆すべき点が 1 点あります。824 は活用事例が少ないというか、数は多いのですけれども、一地域で、それからニーズが必ずしも全国的にあるわけではなくて、簡単に言うと、かなり積極的な私立の学校がたくさんを課しているということで必要なのですが、文部科学省のほうも「校長が適切に判断した上で単位の認定をなされているのであれば、教育上の弊害が生じる可能性は低い」というご意見で全国展開に至ったものです。これは、私としてはかなり評価をしております、これまで文部科学省は、どうしても教育のことなので「1 年や 2 年じゃわからないぞ」とか「卒業してからでないわからないぞ」とか「ニーズがないんじゃないか」という意見で全国展開を見送るということが多かったのですが、この件に関しては、それまでの反応ではなく、「ニーズはかなり限られているけれども、しっかりと学校ごとにやれば弊害はないのではないかと積極的に考えていただいたということもあり、今後、いいケースになるのではないかと考えております。

次が 830 で、市町村教育委員会による特別免許状です。これは、実は地域のニーズはかなり高い案件ですが、しかし特別免許状が制度上、雇用を前提としているために、一回授与されるとなかなか取り消しにくいとか。その地域でしか通用しないのでいいのではないかと我々は考えていたのですが、なかなか難しいところがあります。それから、必ずしも自治体がしっかりと管理してないといったケースも見られるので、これもすぐに全国展開は無理ということです。これは来年度また 1 年待っても状況が改善するかどうかについてはかなり不確定要素があるので、平成 22 年度以降に評価を行う、つまり 21 年度は行わないという結論になりました。

最後に 832 の、インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等の施設に係る案件です。これは何回も出てきた案件ですが、インターネットの大学 1 例です。平成 19 年度はフィールドワーク、インターンシップという、遠隔教育のみではなかなか履修が難しいと予想される授業科目について、まだ実際に実施されていないということで見送ったという経緯があります。教育部会としては、もともとインターネットのみで授業を行うことを認めているわけですから、施設が十分にあるかどうかに関して厳密にやるということは趣旨が違うのではないかと思います。この 2 科目についてはきちんと見なければいけないかなと思いましたが、前回は見送ったわけです。結果としては、今年度に関しても、まだこの 2 つの科目の実施が十分に行われていないという状況が判明しましたので、引き続きもう一回、今回は全国展開を見送るということです。

ただし、ここはひと言ふた言申し添えたいのですが、この案件だけに限らず、先ほど文部科学省の対応を評価する面があると申し上げたのですが、どうしても特区をしたために生じる弊害と、もとの大学がいい加減なことをしてるんじゃないかということがゴチャゴチャになっているケースがあります。特に固有名詞は言いませんが、ある特定の大学がかなり十分ではないのではないかというご意見があるように感じまして、それとこの案件とがかなり混じった意見が文部科学省から毎年出てきます。我々のミッションはこの案件について審査をしているのに、「もともと個人認証はできているのか」とか「試験の採点がどうなのか」という。それは、もしまづかったら設置審で認可を取り消せばいいことですので、そこをちゃんと切り分けていただきたいということを強く申し上げて、最終的にはそのような形で、今回の評価意見としては、来年度はこの件に関して実施されて、しっかりとそこを確認し、それが確認できれば、この案件に関しては全国展開を積極的に考えていこうということを含み、この評価意見を述べさせていただきました。以上です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。事務局から何か補足すべき事項がありましたら。石田参事官、どうぞ。

(石田参事官) 教育部会のほう、先生方のご熱心な審議をいただきまして、4 件あるうち全国展開 1 件ということになりました。規制所管省庁のほうも、この全国展開の 1 件につきましては、非常に議論を踏まえてご検討いただいたということで感謝しております。

部長からだいたい言い尽くしていただいておりますけれども、特に株式会社立学校が教育部会では非常に大きい問題でして、新聞報道等でも経営状況について記事が掲載されたりもしたわけです。今後、出口をどうするかという議論がまだ残っておりますけれども、この構造改革特区

の制度において、そもそもこの株式会社立学校がこの制度に導入された経緯は、多様な資金源を生かして新産業の育成を進める、それをもって多様な形態を提供する、ここが一番の主題ですので、今回、必ずしも国の制度だけの問題ではないということもありましたけれど、この件は引き続きしっかりフォローしていく必要があると感じております。以上です。

(樫谷委員長) ありがとうございます。それではただいまのご報告について、ご意見・ご質問ありますでしょうか。

(金子部会長) ひと言追加を。今、石田さんからご説明があった 816 の議論があったというところで、先ほどちょっと急いでいたので抜かしたのですけれども、一番最後の・(ポチ) です。私も教育に携わっており、ある県の教育委員をしましたが、やはり少子化で学校がどんどん減っている、それから特に不登校とかそういうことに関しては、行政の公立学校ではなかなか対応しきれない、しかしちゃんと支援をすることが必要だという大きなニーズがあります。まだ全体的に成功しているわけではないのですけれども、いくつかのいい例が特区を通じてできています。公立学校ではなかなかできない、普通の私立では経営が初めから成り立たないということで、NPO とかそういう方たちが自治体と組んで 820 を使ったり、そういう形でいくつかいいケースが出ております。それから高等学校でも株式会社で資金を市場から調達して、たくさん不登校の子どもたちの居場所をつくっているという例もありますので、これに関しては、数は少ないのですけれども、特区の非常に大きな成功例だと思います。だからといって、株式会社立の学校をすぐに全国展開するというにはならないので、今、石田参事官が言ったように、出口をどうするかということ、今後、文部科学省としても、ないしは規制改革委員会なども真剣に考えていくと、特区をやった効果というのが日本の教育にとっては非常にいい効果が出るのではないかと思いますので、ひと言つけ加えさせていただきました。

(樫谷委員長) ありがとうございます。いかがですか、よろしいでしょうか。それではただいまの部会長報告につきまして、委員会として了承することとしたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。異議がないようですので、委員会として了承したいと思います。どうもありがとうございました。

(3) 地域活性化部会

(樫谷委員長) 続きまして地域活性化部会における検討結果につきまして、部会長であります私のほうからご報告したいと思います。資料 3 です。地域活性化部会では、規制の特例措置の全国展開に関する評価を 5 件、上半期から継続中の調査審議を 1 件行いました。個々の項目について報告したいと思います。

まず 1 ページ、「特例措置 506 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業」です。本特例措置は、従業員 50 人以下の中小企業が外国人研修生の受け入れ人数を 3 名から 6 名に拡大することができる、というものです。これについては、規制所管省庁である法務省が研修・技能実習制度の見直し中であることに加え、法務省の主張する弊害が制度一般について生じているものなのか、本特例措置、つまり 3 人から 6 人まで拡大したことによる固有なものなのか、依然として明らか

ではないことから、制度全体の見直し結果を踏まえた上で平成 21 年度に評価と行うとの結論に至ったところです。併せて法務省に対して、研修・技能実習制度の見直しの内容について、これが明らかになった時点で、2月の中ごろ以降、報告を求めています。

次に2ページ、「特例措置 1009 自然エネルギー発電事業」です。本特例措置は、民間事業者が行う自然エネルギー発電事業に対し、5ヘクタールを超えて国有林野を貸し付け、または使用させることができる、というものです。調査によりますと、全国展開により発生する弊害が認められないことから、平成 20 年度中に申請手続き等の簡素化について適切に配慮した上で全国展開を行うとの結論に至ったものです。

次に3ページ、4ページ、「特例措置 1131 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」及び「特例措置 1132 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業」です。本特例措置は、一定の要件を満たした講座の修了者において初級システムアドミニストレータ及び基本情報技術者試験の午前試験を免除するものです。初級システムアドミニストレータ試験は平成 21 年度春から開始される新試験制度において廃止されます。それに伴い特例措置も終了いたします。基本情報技術者試験については、調査によると全国展開により発生する弊害は認められないものの、全国展開化に向けた体制整備及び周知・移行期間が必要であることから、平成 22 年秋を目途に全国展開を行うとの結論に至ったところです。

次に5ページ、「特例措置 1205 重量物輸送効率化事業」です。本特例措置は、一定の要件を満たす車両について、車両総重量の規定を適用しないこととするものです。調査によると、「四季を通じた路面への影響を検討・予測するのに十分なデータの蓄積が必要なため、現時点では全国展開による弊害の有無について判断できない」とのことでした。議論の結果、今後、現在特区認定されている釜石市での運行状況を踏まえ、平成 21 年度に評価を行い、特段問題がなければ、釜石市と同様、公道を横断するのみの場合については全国展開を行う、また、横断以外となる本特例措置を活用した輸送が実施された場合には、同様に弊害の有無の調査を行い、特段の問題がなければ全国展開を行うとの結論に至ったところです。

続いて6ページ、上半期から継続中の「どぶろく特区の濁酒製造における原料規定の緩和」の調査審議についてです。本件は、いわゆるどぶろくの副原料として使用できる農産物の範囲の拡充を図ることを求めているものです。本件については、どぶろく特区認定地方公共団体へのアンケート調査や、提案主体が行ったアマランサスなどの糖化試験の結果を基に議論を行いました。その結果、規制所管省庁の財務省においては、濁酒製造に際し、認められる副原料については、品目を限定することなく雑穀全般を認めるよう早急に検討されたいとの結論に至ったところです。

地域活性化部会におきましては、委員の皆さまの精力的なご審議をいただきまして、2件について全国展開の運びとなりました。来年度に再度評価を行うこととなった2件についても、検討すべき論点の整理等が図られ、全国的な規制改革の実現に向けて前進が図られたものと考えております。また、調査審議を行った案件についても、地域の活性化に向けた関係者の創意工夫が生かされるよう、規制所管省庁において検討を進めていただきたいと思います。

以上で地域活性化部会における議論の結果について報告を終わります。ありがとうございました。何か事務局から追加はありますか。

(松本参事官) 委員長、ありがとうございます。地域活性化部会は非常にさまざまな種類の特例措置を審議する部会ですが、今、部会長のほうからご報告がありましたように、非常に精力的に委員の皆さまにご議論いただきまして、2つの全国展開という結論を出させていただいたところでは、また、特例措置 506 については、全体の制度の見直しを規制所管省庁のほうで検討中ということで、来月ぐらいにそういった方向が見えてきた段階で報告をお願いしたいと思っております。それ以外につきましても、結論が全国展開まで行かなかったものにつきましても、論点の整理がかなり明確にできましたので、かなり前進が図られるものと、事務局としても期待しているところです。ありがとうございました。

(樫谷委員長) ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、ご意見・ご質問がありましたら、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、ただいまの私の報告につきまして、委員会として了承することとしたいと思いますが、ご異議ありますか。ありがとうございます。異議がないようですので、委員会として了承することとしたいと思います。

3. 平成 20 年度評価意見及び調査審議意見のとりまとめ

(樫谷委員長) それでは次の議題に進みたいと思います。以上の3部会からの報告を踏まえ、「平成 20 年度評価・調査委員会意見(案)」について審議を行いたいと思います。事務局は意見案を配布してください。

本意見案につきまして私より説明したいと思います。各部会長からのご報告を踏まえて取りまとめた評価・調査委員会の意見案ですが、意見案の構成については、まず当委員会の役割と、今年度の検討の概略について簡単に触れまして、次に評価・調査審議のそれぞれの検討結果の概要を記載しております。この本文に続いて、それぞれの専門部会において取りまとめたいただいた案件ごとの個別の意見票を添付しております。以上が意見案の構成です。

「1. はじめに」。ここでは、まず当委員会の役割を述べた上で、今年度の下半期における本委員会の審議について、そして今回の評価の過程で現れた成果や課題を記載しております。

「2. 平成 20 年度の評価について」。まず(1)として、今年度の評価の進め方について簡単に記載しております。次に(2)として評価の概要を記載しております。具体的には、今年度の評価の対象となっていた 19 の特例措置について、「全国展開するもの」、「特区を廃止するもの」、「再度評価を行うもの」、「ニーズ調査の結果、評価を行わないこととしたもの」、「省庁が自ら全国展開することとしたもの」に分け、それぞれについて、例や理由を挙げております。

「3. 調査審議事項について」。今年度、上半期から継続して審議した 1 件について簡単に記載しております。

「4. おわりに」。特区制度は地域活性化の観点からも期待が高まっており、規制所管省庁におきましては精力的に検討を行っていただきたい旨、また、地方公共団体に対しても、特区の計画主体としての自覚やご協力をお願いする旨を記載するとともに、当委員会としても、関係者の事

務負担にも配慮しつつ、案件に応じて一層柔軟な対応を行う旨を記載し、併せて関係者へのお礼を述べて結びとしております。

以下、評価や調査審議に係る個別の意見については、各部長からご説明いただいておりますので省略したいと思います。以上です。

何かご意見・ご質問ありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは、はい、どうぞ。

(米田委員) もしつけ加えることができればですが、2ページ目の「地方競馬における設置事業を始めとする4件の特例措置については、予定していた評価を行わないこととした」と書いてあるのですが、この辺のところは、結局後ろの表に出ていませんので、4つしかないのであれば、もう少しちゃんと4つ書いてもいいのではないかと。それで、簡単に、みんながこの文章しか読むところがないのであれば、この中にどういふ理由でそうになったのかといふのを。後ろに書いてあるといへば書いてないこともないのですけれども、非常に抽象的な書き方なので、もう少しわかりやすく書いていただけるといいかなと思ひます。

(榎谷委員長) わかりました。2ページの「まず、評価対象となる19件の特例措置のうち、」云々のところの「提案者以外の地域で特区計画の認定がなされていない地方競馬を始めとする4件の特例措置について」といふことなのですけど、この4件を全部まず具体的に書いて、その理由を、といふことですか。

(米田委員) ええ。要するに何を申し上げたいかといふと、5ページ目以降に載っていない案件については、もう少し普通の方が見てわかるように、すべての案件を挙げて書かれてもよろしいのではないかと。数がたくさんあるわけではありませんので、今の4件にかかわらず、例えばその次に『特定刑事施設における委託促進事業』に係る2件の特例措置についても評価対象から除外し」といふふうに書いてありますが、もう少しその中身の何と何についての特例措置が自ら全国展開を図ることとなったといふことが書いてあれば、さらに特区がこういう形で進捗してるといふことがわかるのではないかと思ひます。少し長くなってもいいので、後ろに載っていないことについては、一般の方が読んですぐ理解できるような形で、すべて例示をあげて解説していただけるといいかと思ひます。

(榎谷委員長) 4ページに「平成20年度評価意見について」といふ全体が書いてあるのですが、具体的な個評がないところについてもう少し説明したほうがよろしいといふことでしょうか。

(米田委員) そういふことです。

(榎谷委員長) いかがですか、事務局のほうは。どうぞ、松本参事官。

(松本参事官) 今のご指摘を踏まえまして事務局の案を作成して、委員の皆さまにお送りしてご確認いただいて、最終的には委員長にご判断いただくような形で文言の調整をさせていただきたいと思ひます。

(榎谷委員長) 最初のページ、この文章を見ただけである程度概要がわかるものを書いてくれといふことですので、それでは事務局のほうで案をつくっていただきまして、各委員の先生方にメール等でお送りしていただいて、ご了解いただいた上で、あと詳細については委員長である私に

一任ということよろしいでしょうか。ありがとうございました。米田委員、よろしいですか。

(米田委員) 1 ページ目の上から4行目ですけれども、「新たな地域の特性に応じた」と書いてありますが、前も一度申し上げたことがあるのですが、特区制度というのは地域を限定して特区として進める場合と、実施主体を限定して進める場合と両方ありますので、これだけ読むと「新たな地域だけかな」というふうに思えますので、その辺をもう少し膨らませて書かれたほうがいいのではないかと思います。

(樫谷委員長) どのような文章がよろしいでしょうか。

(松本参事官) 「新たな地域の特性に応じた」というところですが、実は特区の基本方針という、閣議決定させていただいているものがあります。その中で、評価調査委員会の調査審議のやり方として、「経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問する」とありまして、基本的にここを引き写したイメージで若干簡略化しつつ書いたところですので、別に地域限定以外のものを排除するというような設定で申したわけではないのですけれども、もとの基本方針を引かせていただいたというところです。

(樫谷委員長) 文章的にいかがでしょうか。何かいい文章がありましたら。

(福山次長) これはそもそも論なものですから、法律の文言をご確認させていただきます。法律上、特区法にはこう書いてあります。「当該地域の特性に応じた規制の特例措置の適用を受けて」云々となっておりますので、これは法律の文言なものですから、このままでやらせていただきたいと思います。以上です。

(樫谷委員長) 米田委員、いかがでしょうか。

(米田委員) 了解いたしました。

(樫谷委員長) では、一応ここは修正なしということで。ほかにありますでしょうか。よろしいですか。それでは2ページ目の「(2) 評価の概要」のところの一部について、先ほど米田委員から意見をいただいたところについて修文をさせていただいて、それぞれ先生方にメール等でご確認させていただきまして、最後は私に一任ということで、よろしく願いいたします。よろしくございますか。

それでは今回、この案につきまして、平成20年度評価・調査委員会意見としまして、一部修正の上、構造改革特区推進本部長に提出したいと思います。ありがとうございました。

4. 閉会

(樫谷委員長) 本日はご多用のところ、関係省庁、関係省庁の責任者の方にもおいでいただきまして、ありがとうございました。冒頭に副大臣及び政務官からもご発言がありましたように、本日の評価・調査委員会の意見を踏まえた誠実な対応をしていただくように、あらためてお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。ほかに事務局から何か連絡事項はありませんか。

(松本参事官) 本日は皆さまご多用の中、大変ありがとうございました。今年度の評価・調査委員会における評価の作業としましては今回でひとつの区切りとさせていただければと思います。最終的には、樫谷委員長からお話がありましたように、一部修正がありましたので、それを調整の上、委員の皆さまとともに委員長にご確認いただいた上で本部長に提出という手続きで進めさせていただきたいと思います。また、部会等におきまして若干のフォローアップの作業が残っておりますけれども、そちらのほうにつきましても、引き続き委員の皆さまにはご審議をよろしくお願ひしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

(樫谷委員長) ありがとうございました。それでは本日はこれで閉会したいと思います。どうもありがとうございました。